

青色申告

蒲田会報

No. 791

令和3年
4月号

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川慎郎

ご確認ください

納税の際のご注意

① 窓口で納税される方

納付書により、最寄りの金融機関または所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

令和2年分の所得税の確定申告分（第3期分）・消費税及び地方消費税の納期限は、令和3年4月15日(木)に延長されています。

申告書の提出後、税務署からは納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんのでご注意ください。

② 振替納税の手続きをされている方

確実に振替納税出来るよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

令和2年分の所得税の確定申告分（第3期分）の口座振替日は、令和3年5月31日(月)、消費税及び地方消費税の口座振替日は、令和3年5月24日(月)に変更されています。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

③ 所得税の延納期限は延長されません

所得税の延納期限（振替日も同日）は、令和3年5月31日(月)です（延長はされません）。振替納税をご利用の場合、確定申告書第一表の「延納の届出」欄に延納届出額を記載した場合でも、確定申告分の全額が一括で引落しとなります。

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正してください。また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。

また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務調査の上で税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

青色申告者の帳簿書類の保存期間について

左記のとおり、令和2年分の帳簿等は令和10年まで保存義務があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿 書類	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
	決算関係書類	7年
	現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	5年

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年間となります。

都税だより

☆4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になります。(23区内)

縦覧とは、納税者の方が、自己的の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和3年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月1日(木)から6月30日(水)までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所で縦覧帳簿をご覧になります。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を行るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っています。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧いただくか、各都税事務所にお問い合わせください。

★4月から固定資産税・都市計画税の現所

有者申告制度が始まりました。(23区内)

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者(現所有者)となつた方から、3ヵ月以内に、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度が始まりました。

また、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。

【お問い合わせ先 大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表
番号) (代表)

事務局より

◎お願い

廃業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

二月 事業報告

一四日	執行部会
三〇日	理事会

◎記帳方法等と青色申告特別控除について

簡易帳簿	複式簿記	記帳方法	内 容
簡単な不動産所得者など	貸借対照表を作成	の不動産所得者や事業的規模を正規の簿記帳と記帳し、損益計算書と取り扱う	内 容

